

財 政 運 営

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度				令和3年度
	決算	当初予算	一次補正後	二次補正後	三次補正後予算案	予算案
収入	11,386	4,213	4,218	4,277	4,277	4,306
うち保険料収入 ※1	11,099	4,008	4,008	4,008	4,008	4,006
うち失業等給付に係る 国庫負担金 ※2	230	180	180	239	239	270
支出	18,148	14,394	14,501	17,028	17,028	17,800
(うち失業等給付費)	(16,626)	(12,481)	(12,481)	(14,843)	(14,843)	(15,772)
差引剰余	▲6,762	▲10,180	▲10,283	▲12,751	▲12,751	▲13,494
積立金残高	44,871	34,690	34,588	27,120	21,323	1,722
雇用安定事業への貸出 ※3	—	—	—	▲5,000	▲5,797	▲6,107
(雇用安定事業費への貸出額累計)	—	—	—	(5,000)	(10,797)	(16,904)

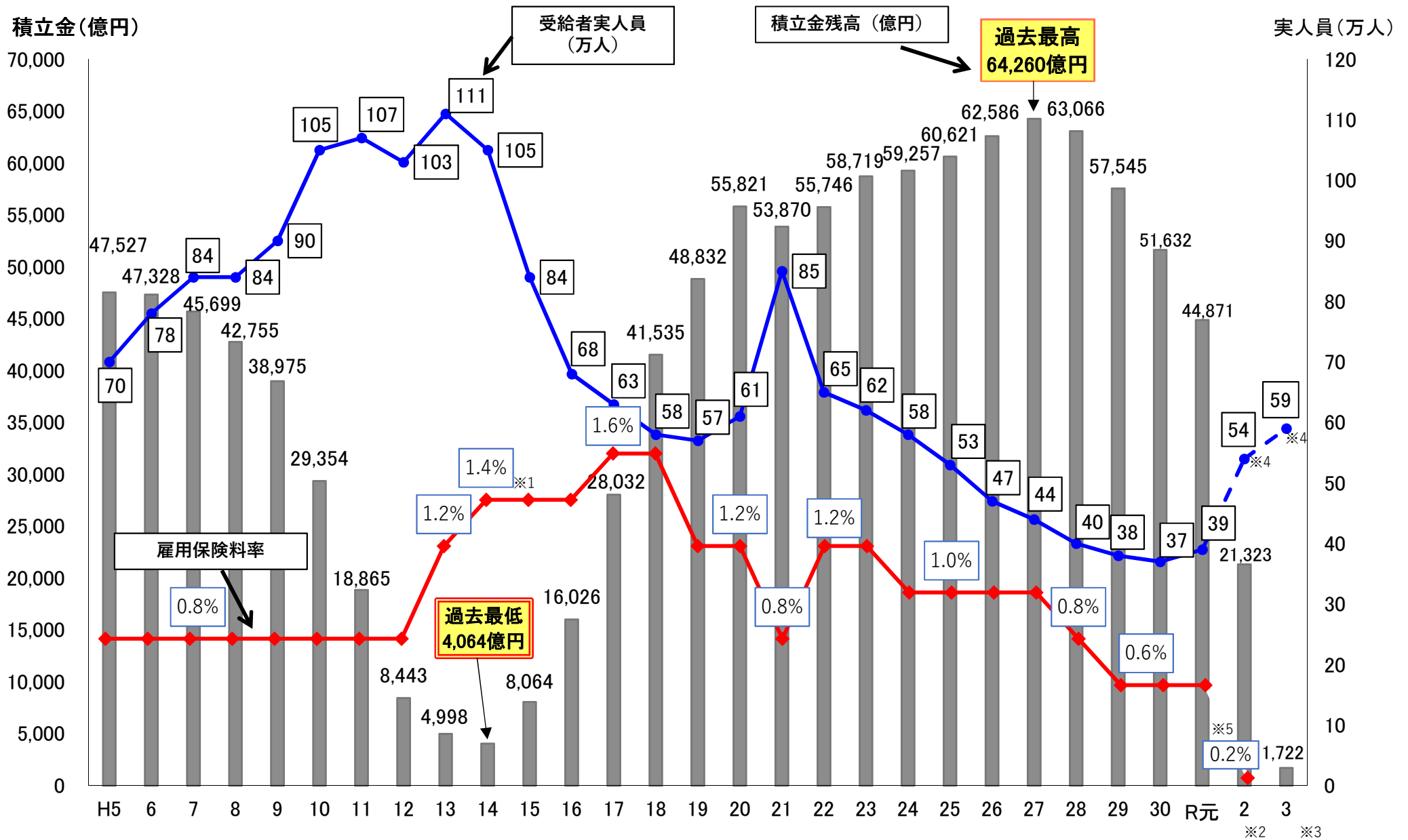
※1 令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。

その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000として計上。

※2 令和2年度・令和3年度は暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。

※3 雇用安定資金への貸出額は、各予算編成時点で積立金から貸し出す額を計上している。

失業等給付に係る雇用保険料率、受給者実人員及び積立金の推移



(注) 積立金残高は、令和元年度までは決算値、令和2年度以降は予算ベースであり、令和2年度に1兆797億円、令和3年度に6,107億円を雇用安定資金に貸出を織り込んだ額。

※1 平成14年度は10月から弾力条項により2/1,000 引上げ ※2 三次補正後予算案ベース ※3 当初予算案ベース ※4 予算上の年度月平均
 ※5 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(4%)を切り離している。

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成21年度	854,617	40.9
平成22年度	653,553	△23.5
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9
令和元年度	387,224	3.3

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

個別延長給付（特例延長給付）の実績

(単位：人)

	初回受給者数	受給者実人員
令和2年 6月	10,714	10,747
7月	47,849	58,058
8月	58,093	113,368
9月	64,472	158,160
10月	65,359	172,393

(注)上記の数値は、基本手当の受給者実人員の外数である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
平成30年10月	404,533	0.8
11月	379,843	△1.0
12月	357,329	△0.7
平成31年 1月	361,170	1.4
2月	345,754	1.8
3月	339,181	0.8
4月	347,674	6.6
令和元年 5月	387,675	△0.3
6月	386,551	2.1
7月	417,954	4.8
8月	416,434	△1.0
9月	409,469	3.3
10月	405,337	0.2
11月	385,714	1.5
12月	386,234	8.1
令和2年 1月	383,602	6.2
2月	358,131	3.6
3月	361,910	6.7
4月	351,197	1.0
5月	399,241	3.0
6月	486,371	25.8
7月	533,170	27.6
8月	554,557	33.2
9月	556,126	35.8
10月	535,676	32.2

雇用保険二事業関係収支状況

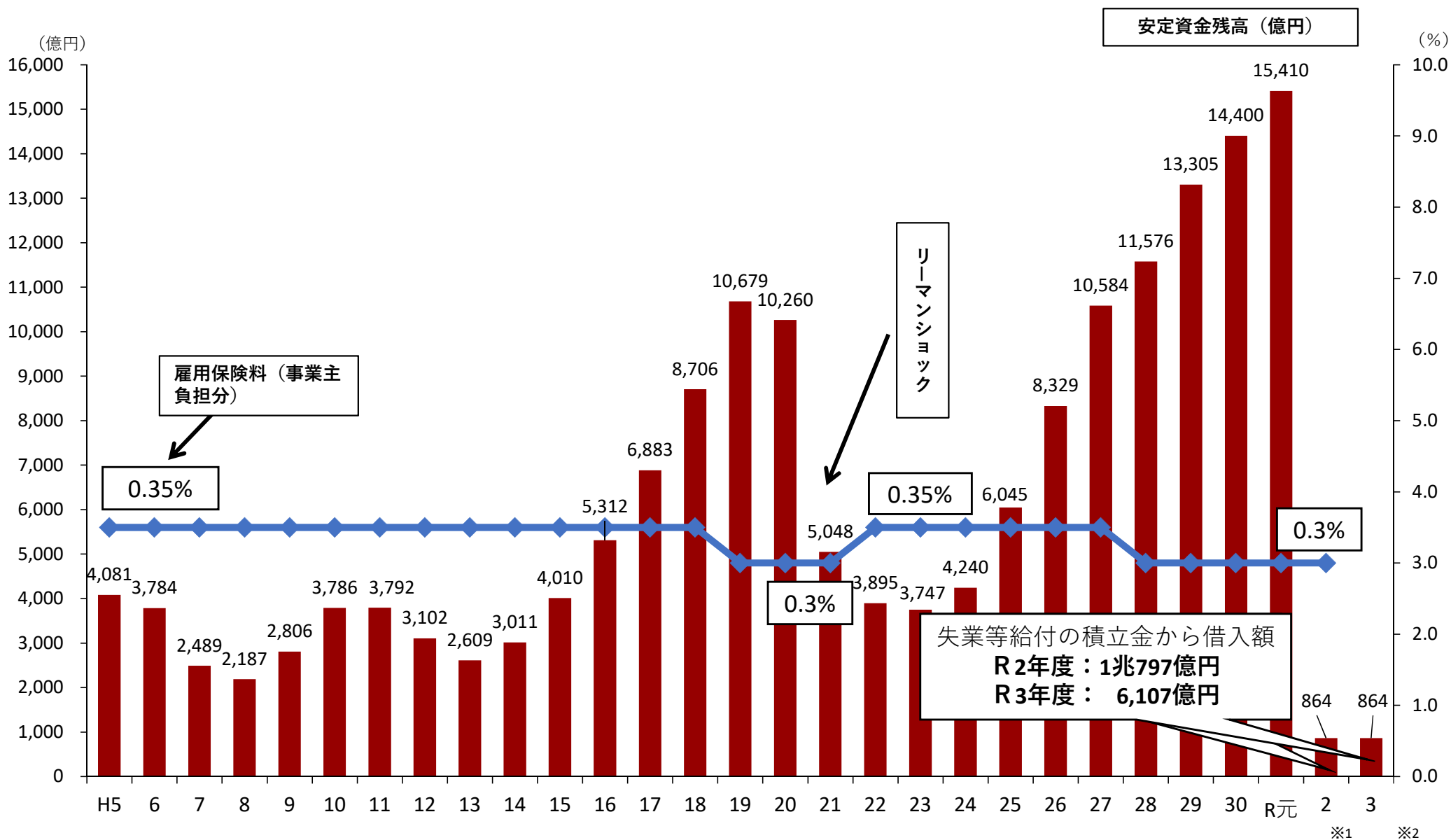
(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度				令和3年度
	決算	当初予算	一次補正後	二次補正後	三次補正後予算案	予算案
収入	5,735	6,067	6,067	14,239	27,626	12,540
うち 保険料収入※	5,546	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878
うち 一般会計より受入	—	—	—	3,172	10,762	363
うち 積立金より受入 (借り入れ)	—	—	—	5,000	10,797	6,107
支出	4,725	6,921	15,873	27,750	41,172	12,540
うち 雇用調整助成金等	43	35	7,537	18,772	32,159	6,667
(雇用調整助成金)	43	35	7,537	14,507	27,849	6,117
(産業雇用安定助成金)	—	—	—	—	45	537
うち 上記以外	4,682	6,886	8,335	8,978	9,014	5,873
差引 剰余	1,010	▲ 1,186	▲ 9,806	▲ 13,511	▲ 13,546	0
安定資金残高	15,410	14,224	5,604	1,899	864	864
(うち予算総則第19条に基づく歳入組入れ)	—	—	—	—	▲ 1,000	—

35,882億
(予備費550億、
安定資金1,000億、
その他二事業6,482億)

※ 雇用安定資金の状況に応じて▲0.5/1,000の範囲内で変動(弾力条項、原則料率は3.5/1,000)することとされており、3/1,000として計上。

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) R2年度に1兆797億円(二次補正5,000億円、三次補正5,797億円)、R3年度に6,107億円を失業等給付の積立金から借入れを織り込んでいる。

※1 三次補正後予算案ベース
 ※2 予算案ベース

雇用保険料率の弾力条項について

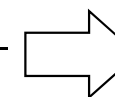
1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000(労使折半)※令和3年度まで6/1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

2 <

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



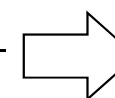
保険料率
引下げ可能

(→-4/1000まで)

1 >

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



保険料率
引上げ可能

(→+4/1000まで)

※ 令和元年度決算額による計算 = 2.36 → 令和3年度の保険料率を2/1000まで引き下げ可能

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

<参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の九・五から千分の十七・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十一・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十二・五から千分の二十・五まで)の範囲内において変更することができる。

※附則第11条により読み替えられた法第12条第5項

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow -0.5/1000) \end{array}$$

※ 令和元年度決算額による計算 = 2.52 → 令和3年度の保険料率を3/1000に引き下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

(参考)雇用保険料の弾力条項

※令和2年度決算以降に適用

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則 8 / 1000 (労使折半) ※令和2年～令和3年度 6 / 1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項(徴収法第12条第5項)

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow -4/1000\text{まで}) \end{cases}$$
$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow +4/1000\text{まで}) \end{cases}$$

注1: 景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

注2: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

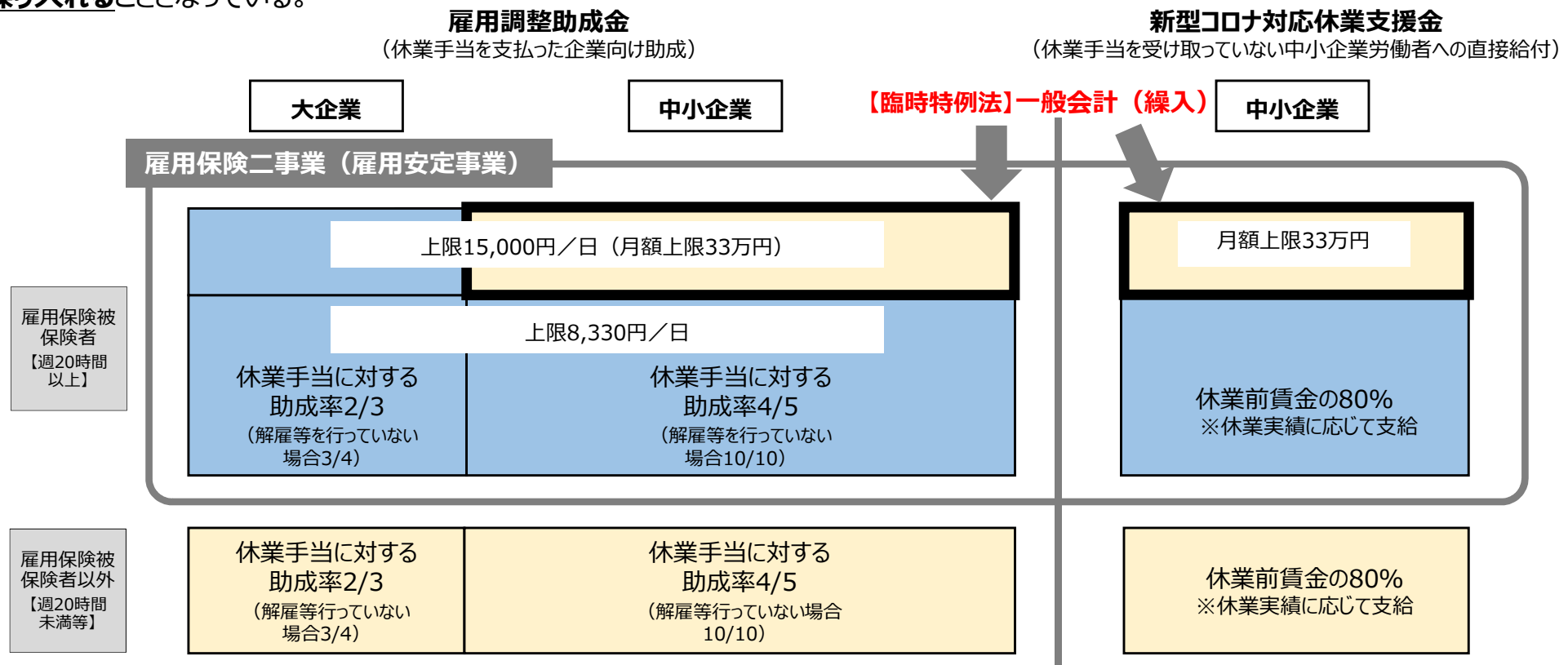
雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)

雇用保険二事業に係る弾力条項(徴収法第12条第8項)

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow -0.5/1000) \end{cases} \xrightarrow{\text{労政審での議論}} \begin{cases} \text{保険料率の更なる} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow -0.5/1000) \end{cases}$$

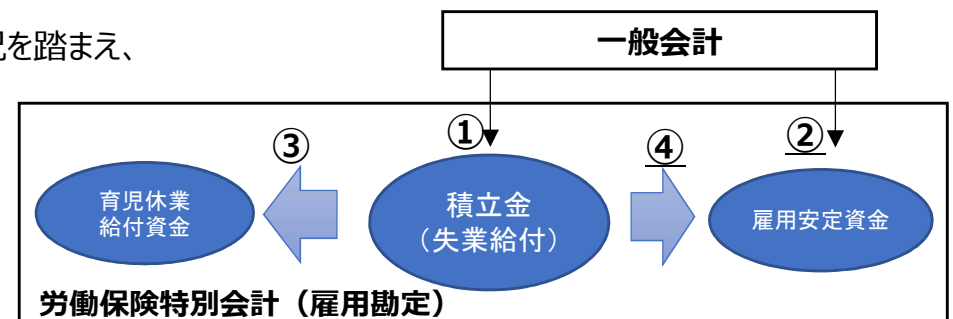
雇用調整助成金等と一般会計との関係について

■ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,330円（8/1からは8,370円）を超える部分には一般会計から繰り入れること**となっている。



■ 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。（いずれも令和2年度及び令和3年度の措置）

- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② **新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。**
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ **雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。**



雇用調整助成金の支給状況について

12月18日時点（週報）※速報値

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～7/24	－	572,135(142,789)	－	457,798(111,604)	－	4,236(307)
7/25～7/31	90,111(22,070)	662,246(164,859)	90,663(23,345)	548,461(134,949)	1,616(145)	5,852(452)
8/1～8/7	80,310(18,740)	742,556(183,599)	82,625(19,835)	631,086(154,784)	1,548(107)	7,400(559)
8/8～8/14	64,697(15,644)	807,253(199,243)	65,038(15,615)	696,124(170,399)	1,216(73)	8,615(632)
8/17～8/21	77,609(19,285)	884,862(218,528)	81,508(19,353)	777,632(189,752)	1,326(90)	9,941(722)
8/22～8/28	124,001(30,103)	1,008,863(248,631)	88,599(21,226)	866,231(210,978)	973(70)	10,915(792)
8/29～9/4	110,022(27,801)	1,118,885(276,432)	91,983(22,661)	958,214(233,639)	1,446(101)	12,360(893)
9/5～9/11	79,240(19,707)	1,198,125(296,139)	100,363(24,622)	1,058,577(258,261)	1,086(69)	13,446(961)
9/12～9/18	77,094(18,307)	1,275,219(314,446)	94,096(24,197)	1,152,673(282,458)	1,037(65)	14,483(1,027)
9/19～9/25	52,559(12,634)	1,327,778(327,080)	55,337(14,432)	1,208,010(296,890)	782(57)	15,266(1,084)
9/26～10/2	131,395(32,798)	1,459,173(359,878)	92,635(23,187)	1,300,645(320,077)	1,148(75)	16,413(1,159)
10/3～10/9	87,284(20,861)	1,546,458(380,739)	102,175(25,880)	1,402,821(345,957)	1,157(80)	17,571(1,239)
10/10～10/16	81,305(18,187)	1,627,763(398,926)	101,174(23,260)	1,503,995(369,217)	1,046(75)	18,617(1,314)
10/17～10/23	67,660(14,948)	1,695,423(413,874)	91,252(19,793)	1,595,247(389,010)	872(59)	19,489(1,373)
10/24～10/30	72,552(16,756)	1,767,975(430,630)	80,448(19,031)	1,675,695(408,041)	870(60)	20,359(1,432)
10/31～11/6	59,589(13,338)	1,827,564(443,968)	64,933(13,895)	1,740,628(421,936)	691(51)	21,050(1,484)
11/7～11/13	60,274(12,335)	1,887,838(456,303)	74,249(15,825)	1,814,877(437,761)	842(55)	21,892(1,539)
11/14～11/20	54,549(11,670)	1,942,387(467,973)	64,740(13,324)	1,879,617(451,085)	669(53)	22,562(1,592)
11/21～11/27	51,530(10,662)	1,993,917(478,635)	48,874(10,294)	1,928,491(461,379)	404(31)	22,966(1,623)
11/28～12/4	70,600(14,920)	2,064,517(493,555)	61,811(12,553)	1,990,302(473,932)	560(36)	23,525(1,659)
12/5～12/11	55,224(11,207)	2,119,741(504,762)	62,222(12,979)	2,052,524(486,911)	481(37)	24,006(1,696)
12/12～12/18	53,353	2,173,094	59,706	2,112,230	631	24,637
うち雇用調整助成金	42,609	1,657,588	48,378	1,613,991	599	22,909
うち緊急雇用安定助成金	10,744	515,506	11,328	498,239	33	1,728

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

12月17日時点（週報）※速報値

期間（週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～7/16	4,134	4,134	0	0	0	0
7/17～7/23	12,760	16,894	817	817	101,127	101,127
7/24～7/30	19,636	36,530	2,830	3,647	315,625	416,752
7/31～8/6	23,057	59,587	10,811	14,458	950,330	1,367,083
8/7～8/13	27,367	86,954	12,601	27,059	1,043,777	2,410,860
8/14～8/20	33,784	120,738	18,207	45,266	1,523,262	3,934,122
8/21～8/27	44,763	165,501	22,854	68,120	1,910,355	5,844,477
8/28～9/3	50,847	216,348	24,285	92,405	1,906,183	7,750,659
9/4～9/10	49,522	265,870	29,265	121,670	2,295,847	10,046,506
9/11～9/17	55,072	320,942	33,810	155,480	2,563,110	12,609,616
9/18～9/24	50,631	371,573	21,578	177,058	1,601,547	14,211,163
9/25～10/1	93,826	465,399	34,889	211,947	2,555,610	16,766,772
10/2～10/8	37,976	503,375	51,749	263,696	3,952,523	20,719,296
10/9～10/15	46,931	550,306	56,213	319,909	4,298,704	25,018,000
10/16～10/22	38,847	589,153	58,663	378,572	4,328,230	29,346,230
10/23～10/29	27,635	616,788	56,338	434,910	4,270,180	33,616,410
10/30～11/5	23,349	640,137	40,865	475,775	3,112,148	36,728,557
11/6～11/12	21,037	661,174	44,599	520,374	3,558,148	40,286,705
11/13～11/19	23,541	684,715	36,555	556,929	3,061,859	43,348,564
11/20～11/26	23,333	708,048	24,598	581,527	2,104,291	45,452,855
11/27～12/3	25,364	733,412	27,898	609,425	2,291,969	47,744,824
12/4～12/10	31,615	765,027	28,605	638,030	2,384,193	50,129,017
12/11～12/17	33,238	798,265	31,878	669,908	2,740,316	52,869,333

失業等給付に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。

求職者給付

費用の1/4を負担

- ・基本手当
- ・特例一時金

費用の1/3を負担

- ・日雇労働求職者給付

雇用継続給付

費用の1/8を負担

- ・介護休業給付

育児休業給付

費用の1/8を負担

- ・育児休業給付

国庫負担なし

- ・高年齢求職者給付
- ・高年齢雇用継続給付
- ・教育訓練給付
- ・就職促進給付

国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の**国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。**（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする**」とされている。
- 平成29年度から令和3年度までの間は、**国庫負担率については時限的に100分の10に引下げられている。**
（基本手当の場合、13.75%（本来負担すべき額の55%）⇒2.5%（同10%））

<参考：雇用保険法附則>

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による**国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。**

2・3 （略）

第十四条 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、**国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。**

第十五条 **雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。**

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険						雇用保険																							
	(昭22)	(昭24)	(昭27)	(昭34)	(昭35)	(昭45)	(昭50)	(昭53)	(昭54)	(昭56)	(昭57)	(昭61)	(昭63)	(平4)	(平5)	(平10)	(平13)	(平14)	(平15)	(平19)	(平21)	(平22)	(平23) (注6)	(平24)	(平27)	(平28)	(平29)	(令和)	(令和2)	
雇用保険料 (注1)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$		$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$		$\frac{13.5}{1,000}$		$\frac{11}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$		$\frac{9}{1,000}$	
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		$\frac{10}{1,000}$		$\frac{11}{1,000}$					$\frac{9}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$		$\frac{12}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$		$\frac{10}{1,000}$		$\frac{8}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$		$\frac{2}{1,000}$	
育児休業 給付 保険料率 (労使折半)																														$\frac{4}{1,000}$
二事業 保険料率 (使用者負担)							$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$					$\frac{3.0}{1,000}$		$\frac{3.5}{1,000}$							$\frac{3.0}{1,000}$				
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$			$\frac{1}{4}$													$\frac{22.5\%}{(1/4)}$	$\frac{20.0\%}{(1/4)}$	$\frac{14.0\%}{(20.0\%)}$	$\frac{1}{4}$					$\frac{13.75\%}{(1/4)}$		$\frac{2.5\%}{(1/4)}$		$\frac{2.5\%}{(1/4)}$	
																	$\times 0.9)$	$\times 0.8)$	$\times 0.7)$					$\times 0.55)$		$\times 0.1)$		$\times 0.1)$	$\times 0.1)$	

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする。とされた。

(注7) 平成28年8月2日「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、3年間(平成29年度から令和元年度まで)、時限的に引き下げる。

(保険料率:平成29年度は6/1000、国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)

(注8) 育児休業給付について収支を失業等給付と区分し、育児休業給付の保険料率を4/1000に設定。

また、令和元年6月21日「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の引下げを2年間(令和2年度及び令和3年度)に限り継続。

(保険料率:令和2年度は2/1000、国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)